

学校施設のエレベーター整備等に関する方針（案）について

総合教育部 教育政策課

学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課

1. 政策等の背景・目的及び効果

「学校施設のエレベーター整備等に関する方針（素案）」では、文部科学省の公立小中学校のバリアフリー化に向けた整備目標や本市の学校施設のエレベーター整備の現状等を踏まえ、枚方市教育振興基本計画で掲げる「ともに学び、ともに育つ」教育を充実していくため、エレベーターが整備されていない全ての小中学校を対象に、計画的にエレベーターを整備していくこととしています。

この度、方針（素案）について、パブリックコメントを実施しましたので、その結果とご意見等を踏まえて修正した「学校施設のエレベーター整備等に関する方針（案）」を報告するものです。

2. 内容

(1) パブリックコメント

- ①意見募集期間：令和4年（2022年）12月12日（月）から令和5年（2023年）1月13日（金）まで
- ②意見募集方法：意見回収箱への投函、市ホームページの入力フォーム（Logo フォーム）
郵送、ファクス、電子メール
- ③意見提出者数：39人（意見数83件）
- ④意見の要旨と枚方市教育委員会の考え方：資料1のとおり

(2) 学校施設のエレベーター整備等に関する方針（案）

資料2のとおり

3. 実施時期（予定）

- | | |
|----|--|
| 2月 | 教育委員会協議会で「方針（案）」を協議
教育子育て委員協議会で「方針（案）」の意見聴取 |
| 3月 | 市議会に予算案を提出（工事費及び設計費）
教育委員会定例会で「方針」を議決・策定 |

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち
施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち



5. 関係法令・条例等

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令
大阪府福祉のまちづくり条例

6. 事業費・財源及びコスト

令和5年度（2023年度）以降の工事費及び設計費

■令和5年度（2023年度） 54,112千円

○工事費 40,000千円 樟葉小工事（トイレ増設含む）

※工事全体額 140,000千円（2ヵ年合計） 令和6年度債務負担行為額 100,000千円

○設計費 14,112千円 交北小・中宮小・楠葉中の翌年度工事分

■令和6年度（2024年度）

○工事費 250,000千円

100,000千円 樟葉小工事（トイレ増設含む）

150,000千円（国庫補助金：25,500千円） 交北小・中宮小・楠葉中の工事分（2ヵ年工事となる場合は債務負担設定予定）

○設計費 10,000千円 2校分の翌年度工事分

※設計費を2校分としていますが、令和6年度（2024年度）以降は、今後、策定する方針に基づく年次計画に沿った校数分の予算を計上予定

※その他、ランニングコストとして、エレベーター1基当たりの点検委託料 1,000千円/年

7. その他

添付資料 資料1 学校施設のエレベーター整備等に関する方針（素案）についてのパブリックコメント（結果公表）

資料2 学校施設のエレベーター整備等に関する方針（案）

学校施設のエレベーター整備等に関する方針（素案） についてのパブリックコメント（結果公表）

「学校施設のエレベーター整備等に関する方針(素案)」についてのパブリックコメントにつきまして、市民の皆さまからご意見をいただき、ありがとうございました。お寄せいただきましたご意見と、ご意見に関する本市教育委員会の考え方を以下のとおり公表します。

意見募集期間	令和4年12月12日（月）から令和5年1月13日（金）まで
意見募集方法 と意見者数	市ホームページの入力フォーム【意見者数28人】、意見回収箱への投函【意見者数7人】、FAX・メール【意見者数4人】、郵送【意見者数0人】
意見者数総計	39人
意見数総計	83件 ※1枚の意見提出用紙に複数の意見を記入されている場合は、意見ごとに1件としています。

	ご意見の要旨	件数	枚方市教育委員会の考え方
A 整備ペースに関するもの（36件）			
1	年2校では相当な期間を要するし、遅すぎる。もっとペースを速めて欲しい。	9	<p>素案における整備ペースは、本市における、これまでの医療的ケアを必要とする要配慮児童生徒の在籍校の推移を考慮し、少なくとも該当校については漏れなくエレベーターが設置されることとなるように設定したのですが、ご意見を踏まえ、方針（素案）を修正し、「当面の対応等」の項に、「特に、要配慮児童生徒の在籍校への整備が完了するまでの間は、2校程度のペースに限らず、整備の加速化を図っていきます」との文言を加筆します。</p> <p>【方針（案）P3下線部 参照】</p> <p>その上で、今後も引き続き整備の前倒しが可能となるよう取組みを進め、特に国からの財政支援が非常に重要となりますので、国に対しては、補助対象工事の範囲の拡大や、補助率嵩上げ期間の延長など、財政支援制度の抜本的な拡充等を要望していきます。</p>
2	今後5年以内に、全ての小中学校にエレベーターを設置して欲しい。	4	
3	階段昇降機よりエレベーターの方が安全安心であるなどの理由により、是非、早い時期にエレベーターを設置して欲しい。	4	
4	国庫補助率が1/3から1/2に引き上げられている2025年度までに、要配慮児童生徒が在籍する全ての学校にエレベーターを設置するべき。	3	
5	学校は災害時の避難所にもなる。エレベーターは災害時の高齢者や物資の移動などにも活躍するので、是非とも早期に整備して欲しい。	3	
6	公立小中学校のエレベーター設置は速やかに実施、整備をして欲しい。	1	
7	全ての学校に一斉に工事し設置できるように、早急に対応をして欲しい。	1	
8	エレベーターを必要とする児童が在籍する学校には、2年以内に全て設置をして欲しい。	1	
9	エレベーターがないという理由で地域の学校を断念する人もいる。エレベーターのある学校に行くこと（転校）も制度上可能だと市教委は教育子育て委員協議会で言っているが、それではエレベーターを急いで付けなくてもいいというように思われるのではないか。自分の住んでいる地域の学校に行く権利を	1	

	ご意見の要旨	件数	枚方市教育委員会の考え方
	奪っていることにもなるので、支援教育の更なる充実を進めるなら、一刻も早く整備して欲しい。		
10	全ての「医療的ケア」の必要な児童生徒のいる学校、入学予定のある学校には、E V設置を決定し動くべき。来年再来年3年後を見通して欲しい。	2	
11	ダウン症のある息子が足を怪我したとき、怪我の程度は軽いものの、体幹が弱く体力的にも松葉杖は難しいと判断し、2週間の車椅子生活となった。 健常児であれば松葉杖で過ごせたかもしれないが、息子は、身体も小さいため、車椅子では1人での移動が出来ず、支援学級担任がついてくれる時間しか登校できない事態になった。もともと支援が必要だった息子は怪我によりさらに手厚い支援を要したが、その負担は全て「人」にかかってしまう。先生方の本来不要な多大なる負担を軽減するためにも、設備の充実を望む。国からの補助が増える今のタイミングで、早急なエレベーターの全校設置を求める。	1	
12	全て設置するまでに27年の月日を要することであるが、その頃、決定を下した教育委員会職員は勤めているのか。何の責任も背負わず次世代へ丸投げし、今現在エレベーターが学校になくて困っている子どもたちに全く寄り添っていない。駅前再開発に充てる費用のほんの一部の予算で実現可能である。大至急予算を確保し、着手すべき。	1	
13	我が子は肢体不自由児で、車椅子を利用しているが、在籍する小学校にエレベーターがないため、二階以上の移動教室には参加できない。昇降機もあるが、始業後と終業前にしか使えず、参加時間が短縮されるとのことで、活用できていない。 他の子どもたちと同様に学習の機会を与えていただきたいため、いち早くエレベーター設置を望む。	1	
14	自身が人工呼吸器を使い、吸引や注入といった医療的ケアが常時必要で、ストレッチャータイプの大きな車椅子に乗っている。中学校入学前、エレベーターのある学校への入学も考えたが、住んでいる地域の学校へ入学した。支援の教室は1階であったが、クラスの教室は毎年2階で、音楽室は4階にあり、最初は1階から連れて行ってもらえなかった。少しずつ階段昇降機で移動させてもらえるようになったが、移動に15分位かかり、授業の最初と最後に抜けないといけず、嫌だった。	1	

	ご意見の要旨	件数	枚方市教育委員会の考え方	
	また、階段昇降機は操作できる先生に限られており、すぐに移動できず、頭が下がって振動もありとても怖かった。危険も伴うため、早く昇降機からエレベーターに切り替えて欲しい。1年に2校ペースでは遅い。 医療的ケアがなくても、車椅子の生徒が卒業するまでにエレベーターを設置して欲しい。			
15	障害児を含む全ての児童・生徒の学校生活を保障する観点から、エレベーター設置は早急に進めるべき。	2		
16	今車椅子を使っている児童生徒がいる学校を最優先、入学予定の児童生徒がいる学校を次に、速やかに全校にして欲しい。車椅子を使っている子どもたちも他の子どもたちと同じだけの時間、不自由なく危険な思いをせず移動教室が可能なようにして欲しい。特に中学校は移動教室が多いので、早急をお願いしたい。今の計画を見直して、設置を急いで欲しい。	1		
B エレベーターの必要性に関するもの（15件）				
17	エレベーターは、全ての公的機関に必要である。教育の保障の観点からも、エレベーターは必須である。	2		
18	学校のエレベーターについて、必要とされている方はいるし、バリアフリーの観点から設置した方がいい。	3		
19	目が不自由で、懇談や参観のときは、人に付き添ってもらい階段を4階まで行き、帰りはまた階段を降りる。付き添いなしでも行けるようにして欲しい。	1		
20	障害の有無に関わらず、希望する学校に通うために環境整備は重要である。上階への移動が問題となり、地域の学校に通うことを諦めてしまうケースもあり、エレベーターの設置は必要。	1		
21	国の補助が増やされている期限が過ぎても、中断されない設置計画にして欲しい。	1		
22	他の整備（枚方市駅周辺再整備など）よりもエレベーター整備を優先し、子どもの学校生活の環境整備して欲しい。	3		
23	エレベーターを必要とするのは障害のある子どもたちだけではない。健全なお子さんでも骨折や靭帯損傷で松葉杖や三角巾を着用し安静を必要とする生活を余儀なくされた場合も同じである。私自身は双方	1		

学校施設のエレベーター整備等に関する方針では、要配慮児童生徒の在籍校を優先に整備を進めることとしつつ、長期的にみれば、どの学校にも在籍することが見込まれること、また、学校施設が災害時の避難所となっていることから、全ての小中学校を対象に、計画的にエレベーターを整備していく考えです。

障害のある子どもをはじめ、全ての子どもたち、また、来校される保護者の方や地域の方が学校で交流・活動できる環境を整備するため、本市の学校施設におけるエレベーター整備を進めていきます。

	ご意見の要旨	件数	枚方市教育委員会の考え方
	経験したが、私立でエレベーターのある高校時代は他の友達に特別な援助を求めるともなく通学し続けることができた。		
24	子どもの通う小学校は階段の幅が狭く、折返し階段で踊り場も小さく、昇降機の使用も不向きで、3年生の肢体不自由の障害がある子どもは2階以上に昇ったことがない。是非ともエレベーターの設置を望む。各学校への設置が始まるなら、優先して検討して欲しい。	1	
25	災害時、学校が避難所となった場合も、エレベーターが必要。	1	
26	早急に取り組むべき案件。学校は、市民の避難場でもあり、バリアフリー化としてエレベーター設置は当然のこと。 教育面からみればもっと重大であり、身体障害児は、普通に枚方市立小中学へ通えるのが当たり前のこと。	1	
C エレベーターの利用方法に関するもの（9件）			
27	怪我、心身が不自由、高齢者、車椅子、ベビーカーなど、訪れる人がどのような状態においてもそこで過ごすことができる環境整備をして欲しい。	1	<p>ご意見を踏まえ、方針（素案）に、「設置されたエレベーターについては、要配慮児童生徒の移動時だけでなく、地域の方々が来校される際や、荷物を安全に運搬する必要がある場合など、必要な場面で利用できるよう有効活用を図ります。」と加筆します。</p> <p>【方針（案）P3 下線部 参照】</p> <p>有効活用に当たっては、障害のある子どもをはじめ、全ての子どもたち、また、来校される保護者や地域の方がエレベーターを必要とする場面で利用いただけるよう取り組みます。</p> <p>併せて、要配慮者が優先して使用するものである等のエレベーター設置の趣旨の周知に取り組みます。</p>
28	一律に使い方を制限するのではなく、必要とする人は誰でもエレベーターを使えるという運用にして欲しい。	1	
29	学校は地域の人のためでもあり、様々な人が活用や見学できるように設置するべき。子どもは体を鍛えるべきと言う古い考えを捨て去るべき。	1	
30	来校する保護者などのためにも、絶対必要である。	1	
31	教師が、重たい荷物を運ぶ際にも必要。	1	
32	エレベーター設置後は、先生が鍵をかけて車椅子などの子どもたちしか使わせないようにしたり、逆に健常の子どもたちが独占したりいたずらしたりしないよう、どの人も自由に譲り合って使えるように指導して欲しい。	1	
33	いいことだと思うが、以下の点が気になる。 1つの校舎に対し1つ必要だと思うが、今ある階段を狭くして、そこに作るとするなら、反対する。それと、エレベーターを必要とする人が、近くの教室	1	

	ご意見の要旨	件数	枚方市教育委員会の考え方
	になるように配慮する必要もあると考える。		
34	昔、ある学校で授業を抜け出していた生徒が、エレベーターのボタンを乱打していた。エレベーターの設置に当たっては、いたずらされないような工夫をして欲しい。	1	
35	エレベーターの運用について、怪我した人やコルセットの人や松葉杖の人が優先して使う、また、給食とか重い物を運ぶときはエレベーターを使うなど、安全と障害者、怪我人保護のために使うルールが必要。これは、先生も来校訪問者も生徒も守るべき。	1	
D エレベーター設置の周知（4件）			
36	使用が優先される人が確実に使えるように周知をして欲しい。	1	ご意見を踏まえ、方針（素案）に、「エレベーターの整備が完了している学校や年次計画に基づく整備予定校については、入学見込みのご家庭などエレベーターを必要とされる方に情報が届くよう、十分な周知を行います。」と加筆し、エレベーターを必要とする人に情報が行き渡るよう、発信に取り組みます。 【方針（案）P3 下線部 参照】
37	広報活動も活発に行って欲しい。	1	
38	枚方市は、府内でも障害児と健常児が「ともに学び、ともに育つ」を早くから取り組んできた市町村であり、法整備を待たずして取り組むべきであったと感じる。計画の早期策定と公表、今後、地域で学びたいと感じられるような情報提供に努めて欲しい。	1	
39	入学する学校を検討している障害児及び関係者のために、エレベーター、多目的トイレ、スロープなどのバリアフリー設備の学校施設の整備状況や整備予定をホームページなどで公開して欲しい。	1	
E バリアフリー全般について（2件）			
40	皆が使えるスロープであれば、安全に学校生活ができる。	1	本市では、バリアフリートイレの整備率は100%、スロープの整備率についても約97%となっており、大規模改修工事が必要となるケース以外については一定の整備が完了している状況です。 今回の方針策定により、エレベーター整備を計画的に進め、更なるバリアフリー化の実現をめざしていく考えです。
41	同時にバリアフリー整備に取り組むべき。	1	
F エレベーター利用の安全性について（3件）			
42	地震などで乗っているときに止まってしまうことも考えられるのでエレベーターにカメラを設置すること。	1	現時点において、エレベーターには地震時等に停止した場合でも外部からエレベーター内を確認できるようガラス窓等の設置を予定しています。

	ご意見の要旨	件数	枚方市教育委員会の考え方
43	エレベーターに乗るときはカードをかざさないと乗れないなどの工夫も必要と思う。	1	カードの活用については現時点では予定していませんが、利用者にとって安全で効率的な運用が図れるよう、取り組んでいきます。
44	事故などが起こらないような対応も必要である。	1	エレベーター設置後の運用については利用者が安全かつ安心して利用できるような運営に取り組めます。
G その他（14件）			
45	要配慮児童生徒の在籍校を優先する方針は正しいと考えるが、相当な整備期間のため、校舎本体の建替えの観点（タイミング・優先度）も明記してはどうか。	1	エレベーターの整備にあたっては、要配慮児童生徒の在籍校を優先に進めるものですが、ご意見を踏まえ、方針（素案）に、「なお、これまでどおり、校舎の建替えや長寿命化改修を行う際には、エレベーターの設置を含めた整備を進めます。」と加筆し、全てのエレベーター未整備校を対象に整備を進めていきます。 【方針（案）P3 下線部 参照】
46	設置費用が一般的な金額より高額では。保守費用も抑えられると良い。	1	エレベーターの設置に要する費用や保守費用については、本市での実績を基に現時点の概算額として算出したものです。なお事業費や管理方法等については、今後も引き続き精査していく考えです。
47	市の財源が足りない場合は、クラウドファンディングやふるさと納税など、あらゆる方法を駆使して資金を集めて欲しい。	1	学校施設のエレベーター整備については、多額の事業費を必要とすることから、国庫補助などの財政支援制度を活用しながら取り組んでいく考えです。
48	明石市のような子どもへの投資を期待する。	1	明石市を含め、他市の現状や計画などを踏まえながら、本市のあるべき姿をしっかりと見定め、子どもたちへの施策を進めていく考えです。
49	学校エレベーター設置には基本的に賛成だが、校舎同士が繋がっていない場合、移動教室の度に校舎ごとに昇降する必要があるため、全ての校舎にエレベーターを設置するとかなりの台数が必要になり、工事もあり大規模なものになるのでは？と心配。	1	要配慮児童生徒の在籍校にできる限り早期にエレベーターの設置を進めるため、国による財政支援制度を活用しながら、まずは各校のうち利用頻度の高い校舎に1基の設置を基本として進めていく考えです。
50	校舎が全体的に古く、体育館にエアコンもない、トイレの整備も不十分で、バリアフリーだけを優先することに疑問も感じる。	1	校舎の老朽化対策やトイレの整備については、枚方市学校整備計画に基づき、順次、実施しています。また、体育館の空調については、現在、空調を整備

	ご意見の要旨	件数	枚方市教育委員会の考え方
			<p>する事業者の選定に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>さらに今回は、学校施設のエレベーター整備等に関する方針を策定し、校舎へのエレベーター設置についても、順次、進めていく考えです。</p>
51	「予算がないから我慢！」というやり方に怒りを感じる。	1	<p>学校施設のエレベーター整備等に関する方針策定後は、年次計画をお示しながら、着実に取り組んでいく考えです。</p>
52	車椅子利用者が操作しやすいボタン配置にすべき。	1	<p>エレベーターの仕様については、大阪府の福祉のまちづくり条例を遵守した整備としていく考えです</p>
53	設置するエレベーターは利用が想定される人数を加味して大きさを決め、最低でも車椅子2台は入る広さにすべき。	1	
54	「全ての子どもたちがともに学び育つ」という本市教育の基本方策として、エレベーター整備を推進するという方針転換なのだというには、あまりにも具体策がお粗末すぎる。	1	<p>学校施設のエレベーター整備等に関する方針を策定後、同方針に基づき、おおむね5年間にわたる具体的な取組みに係る年次計画を策定し、着実に整備を進めていく考えです。</p>
55	「パブリックコメント」という方法ではなく、子どもひとりひとりに生の声を聞くべき。	1	<p>今回、パブリックコメントにおいて、広く意見を募集したところですが、今後、エレベーター整備を具体化していく中で、必要に応じてアンケートを実施するなど、できるだけ多くの方々の声をお聴きできるよう努めます。</p> <p>なお、毎年、各学校から支援教育に関わる施設・設備の修繕や新たに入学する児童・生徒に対する施設・設備の改善についての要望を集約しています。修繕や改善が必要な場合は学校を訪問し、現場確認するなど随時対応しているところです。</p>
56	枚方市教育委員会は、次世代に負の遺産を一体どれだけ山積みにするつもりなのか。	1	<p>学校施設におけるエレベーター整備につきましては、まずは、医療的ケアの必要な要配慮児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、整備を進めていきます。</p> <p>なお、整備の進め方としましては、毎年度2校程度のペースで進めることとしていますが、特に、要配慮児童生徒の</p>

	ご意見の要旨	件数	枚方市教育委員会の考え方
			<p>在籍校への整備が完了するまでの間は、2校程度のペースに限らず、整備の加速化を図っていきます。</p> <p>さらに、その後についても、できるだけ前倒しが可能となるような方法を検討していきたいと考えています。</p>
57	<p>教室棟不足もあるので、「エレベーター付きの校舎の新設」と「敷地内の歩車分離環境の実現（一体的整備）」を同時並行的に求める。エレベーターの後付けやトイレを1つ新しくするようなケチケチドケチなことはやめて、新校舎への建替えをして欲しい。また、「普通に」車椅子で自力で教室まで移動できる自由を「当たり前」にしていくことが、バリアフリー法の求めている「努力義務」のレベルである。学校施設にしっかりと設備投資をすることで、子どもたちの置かれた環境をしっかりとアップデートして「普通に行ける」明るく時代に合った校舎にして欲しい。</p>	1	<p>教室等の不足については、児童生徒数の推移等を見定めながら、解消に努めます。</p> <p>バリアフリー性能の改善については、今回の方針に基づくエレベーター整備や「枚方市学校整備計画」に基づく、施設の老朽化の改善等とあわせて取り組んでいく考えです。</p>
58	<p>小中学校のバリアフリー化は、どうしてもっと早くできなかったかと思う。エレベーターでは、その中の様子を職員室で見られるようにしたり、車椅子用トイレには、緊急のボタンをつけることも必要だと思う。あわせて、防災拠点としての学校の役割もあるので、緊急ボタンや連絡手段なども考えていただきたい。</p>	1	<p>エレベーターの運用や利用方法については、エレベーターを必要とする全ての人々が支障なく、かつ、安全に使用できるよう検討していきます。</p>

学校施設のエレベーター整備等に関する方針（案）

1 方針策定の背景

バリアフリー法の改正

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法は、高齢者や障害者の移動上、施設利用上の利便性や安全性の向上を図るため、特定の建築物の建築主や所有者に対し、当該建築物にある出入口、廊下、階段、エレベーター等の施設を、政令で定める基準に適合させる義務を課しています。

このバリアフリー法と同法施行令が令和2年に改正され、基準への適合義務が生じる建築物に公立小中学校が新たに加えられました。これにより、令和3年度以降の新設校については基準への適合義務が、既設校についても、その努力義務が課されることとなりました。

また、この法改正に係る附帯決議では「公立の小中学校が災害時の避難所となっているケースが多いことに鑑み、既設であっても、数値目標を示し、そのような施設のバリアフリー化を積極的に進めること。また、既設の公立小中学校のバリアフリー化に対する財政支援を充実すること。」とされました。

国の整備目標

以上のことを踏まえ、文部科学省は、バリアフリー法に基づく基本方針における整備目標期限となる令和7年度末までに、公立小中学校におけるバリアフリー化を緊急かつ集中的に進めるための整備目標を定め、これを令和2年（2020年）12月25日付けで各教育委員会宛に通知しました。

整備目標では、エレベーター、車椅子使用者用トイレ、スロープ等による段差解消の3つの項目について、令和7年度末までに達成すべき目標が示され、車椅子使用者用トイレは避難所に指定されている全ての学校（総学校数の約95%）に、スロープ等は全ての学校（総学校数の100%）に、エレベーターは要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校（校舎設置分にあつては総学校数の約40%に、体育館設置分にあつては総学校数の約75%に相当）に、それぞれ整備するべきとされました。

国による財政支援制度

この整備目標を達成するため、公立学校施設におけるバリアフリー化のための改修事業については、令和7年度までの間、国庫補助率が1/3から1/2へ引き上げられるなどの財政支援制度が整備されました。

2 市の現状と課題

本市の学校施設におけるバリアフリー化の現状

整備目標に係る本市の令和4年10月時点の現状は、バリアフリースイールの整備率が100%、スロープの整備率が約97%、エレベーターの整備率が約13%となっています。

このうち、スロープ整備については、大規模工事が必要となる特異なケースを残すのみとなっていますが、エレベーター整備については、要配慮児童生徒が増加している現状にあっても、整備目標との乖離が大きいままとなっています。

このような現状において、エレベーターの新設は、学校整備計画において、長寿命化改修に合わせて行うこととされており、整備率を大きく向上させる見込みがない状況にあります。

要配慮児童生徒への対応上の課題

本市では、要配慮児童生徒の在籍校に階段昇降車を配備していますが、操作者の配置が必要なこと、昇降に時間がかかること、特に医療的ケアを必要とする要配慮児童生徒については、昇降中の突発事象への対応が困難であること等の課題があります。

3 方針の趣旨

この方針は、以上の背景や現状に加え、本市の教育振興基本計画が、障害のある子どもをはじめ、全ての子どもたちが学校・地域社会の中で積極的に交流・活動することをめざし、『ともに学び、ともに育つ』教育の充実』を基本方策のひとつとして掲げていることを踏まえ、本市の学校施設におけるエレベーター整備を加速化するための考え方を示すものです。

4 学校施設におけるエレベーター整備についての考え方

整備対象校

令和4年10月時点でエレベーターが既に設置されている小中学校は8校あり、令和8年度にエレベーターが整備される禁野小学校を除くと、エレベーターが未整備の学校は54校となります。

国の整備目標は、令和7年度末時点の要配慮児童生徒等の在籍校を対象とするものですが、児童の在籍状況は変動するものであり、特定時点における在籍状況に基づき対象校を限定しても、いずれはエレベーターの未整備校に要配慮児童生徒が在籍する状況は生じ得ることになるため、本市においては、全てのエレベーター未整備校を整備対象校とします。

整備の進め方

これらのことから、本市の小中学校へのエレベーター整備は、国の整備目標を踏まえ、要配慮児童生徒が在籍する学校を優先することとしつつ、その中でも、現在、階段昇降車を利用しており、特にエレベーターの必要性の高い医療的ケアを必要とする要配慮児童生徒の在籍校を優先に、毎年度2校程度のペースで進めることとします。

また、エレベーター整備を計画的に進めるため、おおむね5年間にわたる取組みに係る年次計画をあらかじめ策定、公表するものとし、整備実施校については、在籍する要配慮児童生徒の学年や在籍数、学校規模などを総合的に勘案し、選定していきます。

これらの情報に加え、要配慮児童生徒の入学見込みに関する情報も踏まえることで、エレベーターがその効果をより多くの場面で発揮することができる学校に優先的に整備するものです。

ただし、計画期間中の進学や転入によって要配慮児童生徒が在籍する場合もあることから、整備実施校の組替えや追加を行う等、年次計画の内容は、毎年度、状況を確認し必要に応じて見直すこととします。

また、エレベーターの設置を要する改修が予定されている学校等については、年次計画による整備実施校としない場合があるものとします。**なお、これまでどおり、校舎の建替えや長寿命化改修を行う際には、エレベーターの設置を含めた整備を進めます。**

整備の周知等

エレベーターの整備が完了している学校や年次計画に基づく整備予定校については、入学見込みのご家庭などエレベーターを必要とされる方に情報が届くよう、十分な周知を行います。

設置されたエレベーターについては、要配慮児童生徒の移動時だけでなく、地域の方々が来校される際や、荷物を安全に運搬する必要がある場合など、必要な場面で利用できるよう有効活用を図ります。

当面の対応等

国に対しては、引き続き財政支援制度の拡充と期間の延長を要望する等、財源の確保に努め、財政状況を勘案しながら、必要に応じて整備ペースの見直しを図るものとします。**特に、要配慮児童生徒の在籍校への整備が完了するまでの間は、2校程度のペースに限らず、整備の加速化を図ります。**

なお、要配慮児童生徒の在籍校にエレベーターが整備されるまでの間については、これまでどおり、階段昇降車の導入で対応するものとします。

エレベーター1基当たり（概算）

《事業費》 設計費 5,000 千円 工事費 50,000 千円
《財 源》 国庫補助金 8,500 千円（17,000 千円×1／2）
市債 32,300 千円 一般財源 14,200 千円
《ランニングコスト》 点検委託料：1,000 千円/年

※上記はあくまで想定額です。（工事費については、詳細設計の結果により算出）